

全国民闘連ニュース

第43号

1990年

3月1日

発行 民族差別と闘う連絡協議会 連絡 〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11 近畿ビル3F8号 Tel 06-972-1608
〒201 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997

民闘連の岡山集会で「定住外国人法」構想が提起されたのが一九八七年秋である。その後、いろいろ議論され、一九八八年の大阪集会、昨年の川崎集会を経て、最終的には、「補償・人権法」案として確認された。ここでは補償の部分について少し考えてみたい。

なぜいま 補償・人権法なのか

田中宏 (愛知県立大学)

歴史認識の原点

を送ってきた。その延長線上に「補償・人権法」案は位置付けられる。

民闘連は民族差別撤廃の具体的な闘いを積み重ねてきた。しかし、民族差別の源は言うまでもなく、日本のアジア侵略、朝鮮統治政策にある。

しかし、そこにある補償とは、単なる過去(戦前及び戦後)に対する「償い」ではなく、それを支える歴史認識の是正こそがその核心なのである。

そして、それは戦後日本においては「在日」に対する民族差別として引き継がれ、今日に至っている。民闘連はそれに抗うものとして、一九七四年の日立判決を契機に、日本社会に「ラブコール」

戦後四〇周年にあたる一九八五年、中曽根首相

(当時)は、「戦後政治の総決算」を掲げて靖国

神社公式参拝を敢行した。

それが日本の侵略を受け

た近隣諸国からいかなる

批判を受けたかは多言を

要しまい。一九八二年の

「教科書問題」、靖国後

の藤尾発言、奥野発言と

とめどなく続いた。

90.2.21
毎日新聞(9)
在日韓国人「在日地位」
「春の外相会談」決着
中山外相

89.12.23
秋田さきがけ新聞

花岡事件の
中国人生存者
「北朝鮮の
血と涙」

日本と西独は戦敗国であるが、米国とカナダは戦勝国である。しかし、

西独、米・カナダのこうした努力及びその歴史認識と、教科書問題や靖国参拝に象徴される日本の現実との差異こそが、民族差別を温存してきたのである。

在日韓國人世の法的地位、日韓國境間の懸案である待遇の向上問題並に、最終的には政治協力が図られる見通しとなった。政府筋が四日明らかにしたもので、日韓間の複雑な歴史的背景を考慮すれば、最後は高断の政治協断が必要と判断による。盧慶烈韓國大統領の訪が予定されている四月末に政府・自民党は総選挙を打倒に決意を旨する方針を、韓国・自民党は総選挙後、関係閣僚協議会などとの設置も検討しており、韓国側が要求している自動的な権付与など九項目的の要請について取り扱いを協議する。これまでも両国外務省の局長、樺根ベルによる実務者協議、韓国側は、「特殊な歴史的経緯、日本社会への定着性、人権の観点から、日本人に拘じない地位・待遇と与えるべきだ」と主張、①子孫々々まで自動的に永住権付与と強制退去の廃止②再入国許可制度の不適用③指紋押など義務、外務省臨時常時携行義務廃止④地方自治体職員⑤の採用⑥国立小中高校の勤労教諭への採用⑦民間企業就職にける差別撤廃の行政指導など内務省の積極的関与⑧民族教育に対する積極的財政的支援⑨地方自治体の選挙権、被選挙権認めろー」こととを要求した。

これに付し、日本側は日韓法の協定協定の精神を尊重し、積極的に取り組む（公野村太郎・外務省アジア局長と強調しつつも、具体的自は「地方参政権の付与など無理」（自治省、他の一般外国人と区別できない）（法務省）なく、反対意見が強く、協

讀は渡塵していない。
こゝした状況の打開へ向
け、海部首相は韓國放送局
に対する新年メッセージで
「過去に起因する諸問題を
解決することが重要で、三
世問題では双方に満足のい
く解決となるよう、積極的
に取り組む」と述べている。

盧大統領訪日時

日韓条約はひとつの戦後処理であつたかも知れないが、それが何であつ

たかはこの二五年間に明かになってきた。いわゆる一九九一年問題が、い

90.1.5 読売

89.12.29 朝日

鹿島建設に49億円賠償請求

中国人988人 花岡鉦山「強制連行」で

田英夫社長選任顧問は一九四四年(昭和十九年)七月、行かれた中国人の代表たちが八日、国会内で記者会見し、一秋田県の花岡鉦山に「強制連行」

要求達成へ
世論喚起運動

花岡事件で田英夫氏

社民連の田英夫氏は二十八日午後、国会内で記者会見し、終戦直前に秋田県大館市で強制労働させられていた中国人が虐待に耐えかねてはつ起した「花岡事件」について「歴

馬建設に対する生存者たちの要求を支持し、土井たか子社会党委員長や平野宮徳馬、伊東正基氏らと連絡を取り合っている。世論喚起の運動を始める。と北京に花岡殉難烈士記念館を造り、後世への教育に役立てること。受難者九百八十六人の遺族・生存者に一人当たり五百万円の賠償を求めている。

89.12.29
東京タイムズ

ま日韓の大きな外交懸案になっていくことは、その何よりの証左であろう(別掲記事参照)。

日本政府はこの二五十年間に一体何をしてきただろうか。ベトナム難民への対応を国際社会から批

田氏は選任中した際、花岡事件の生存者四人と会い、鹿島建設に謝罪と賠償を求める公開書簡の伝達を依頼された。書簡は二十二日に北京で公開されており「日本軍は中国の戦争捕虜およそ二千人を花岡町に強制連行、鹿島組花岡事務所の監督下で強制労働させ、虐待により敗戦までに四百八十八人を死亡させた」と指摘。鹿島建設に対し生存者・遺族への謝罪・謝罪の謝罪の大館市

約三百人が鉦山関係の河川工事などの労役に死に、四五年六月、生存者約七百人がはつ起した「花岡事件」の渦中で約百人が死亡した。はつ起の大隊長を務めた秋田県民だが、賠償要求団体の代表となっている。戦後、日本政府は中国人強制連行を認めず、「契約労働者」だったとの立場をとっているとい

判され、やむなく難民条約に加入した。その結果による「国籍条項」撤廃が在日韓国・朝鮮人にも及んだ。日韓条約は、所詮難民条約以下であったのである。

昨年末、北京発の外電は、秋田県花岡に戦時中強制連行された約一〇〇〇人(内四〇〇余人が死

亡)の中国人生存者及び遺族が、大手企業鹿島建設に謝罪と殉難者記念館の建設、及び約四九億円の賠償を要求したことを伝えた。今年は「日韓併合」八〇周年にあたるが、それにつけても歴史の清算に時効のないことを肝に命じねばなるまい。

盧大統領

在日三世問題未解決なら

今春の訪日を再検討

90.2.7 毎日



盧泰愚大統領

【ソウル六日永守良孝特派員】韓国の盧泰愚(・テウ)大統領は現在、日韓両国間で協議中の在日韓国人三世の法

的地位問題や在韓原爆被害者の補償問題などの懸案が解決されない場合は今春にも予想されていた日本訪問を再検討する考えであることが六日明らかになった。

盧大統領は五日、青瓦台大統領官邸で外務省からの九〇年度業務報告を受けた際「在日同胞三世の永住権取得問題を含む法的地位問題、原

「在日同胞三世の永住権取得問題を含む法的地位問題、原爆被害者補償、サハリンの同胞帰省問題、慢性的な対日貿易赤字問題などの懸案に対して私の訪日で決着がつかねばならない」と述べ、「もし決着がつかないならば訪日を再検討し得る」と述べた。

消息筋によると、盧大統領が特に力点を置いているのは「在日三世の法的地位問題の解決」だ、という。

確忍会

行政指導に怒りの声！

具体的な施策を検討！

韓国・朝鮮人に対する

予断と偏見を許さず、

積極採用を勝ち取る！

川崎信用農協（川崎市

川崎区、田口勇組合長）

議室で行われた。農協幹

部、神奈川県行政・川崎

の民族差別を糾す第二回

市行政の代表（川崎市は

事実確認会が一月二十四日、

第三回のみ）が出席、ま

第二回事実確認会が二月

た、共闘会議からは約一

二〇日に川崎駅前にある

〇〇名が参加した。

川崎信用農協の本店大会

外国人の存在を

無視した行政指導

第二回確認会では、前

め戸籍をとっている」と

回宿題となっていた四点

いった発言の意味——に

——①就業規則の提出、

ついでに回答があった。

②過去五年間に求人票を

回答の中で農協側は、

送った学校名と採用実績、

一〇月三〇日の行政指導

③昨年一〇月三〇日の行

の際に、戸籍謄本に代わ

政指導の内容、④「金銭

るものとして住民票を取

を扱うので危険防止のた

るように指導されたと発

△奴性過剰と概ね否△

昨年八月二十九日、川崎信用農協を会社見学した神奈川県立大師高校の在日韓国・朝鮮人生徒が、事前選考の面接で本籍を尋ねられ、戸籍謄本の提出を求められる。さらに同日午後、担当者が大師高校を訪れ、応募拒否の態度を示す。学校側の抗議で受験の機会は認めたものの、その後の話し合いには応じようとしなかった。高教組大師分会からの要請で、高教組本部が神奈川民闘連などに呼びかけ、共闘会議が結成され、川崎信用農協との間で話し合いが進められている。

言。会場からは、住民票がない外国人の存在を無視した行政指導だという声が出された。さらに、「危険防止のため戸籍をとっている」という発言については、「言っているだけのことだ」「高校とのやりとりで、しゃべりすぎた」をくりかえすだけで、重大な民族

差別を行ったという認識がないままであった。また、オモニたちからは「韓国・朝鮮人と接したことがないから予断や偏見があるのではないか」「『これからは本名で結構です』と言われても困る。なぜ本名を名乗れないのかを考えて欲しい」といった話が出された。

川崎信用農協と第2, 第3回の 「戸籍謄本に代わり住民票を」の 民族差別を認め、今後

最後に次回までの宿題を六点——①何が差別だったのか、②何が予断と偏見だったのか、③今後この教訓を生かし償っていくのか、④組合員に対して何をしていくのか、

⑤一〇月三〇日の行政指導を文書化する、⑥出資者の加入要件と総代会の選挙権・被選挙権の提出——にまとめ、確認会を終えた。

どこから韓国・朝鮮人 に対する予断と偏見が

第三回確認会では、前回宿題の①④と⑥が口頭で、⑤は文書で回答があった。最初は宿題の②の回答を受ける形で、どこから在日韓国・朝鮮人に対する予断と偏見が生まれていったかについての話し合いがなされた。いくつかを紹介する。

「小学五年生の時、かわいがっていたヤギを在日の人が飼っていた犬にかまれた」(吉沢参事)
「空いていた土地に無断

で家を建てられたという話を聞いた」(田口組合長)「おじから関東大震災のときに朝鮮人から物を取られたと聞いた」「朝鮮人の子が黙ってきつまいもを盗んでいった」「青果業をやっている時朝鮮人がなかなかお金を払ってくれなかった」(いずれも金子専務)「小学校三年のとき、クラスに朝鮮人の子がいた。文句を言うと、すぐに怒る。気が短いし、何かあ

ると団体で押しかける」(高木部長)

(高木部長)

韓国・朝鮮人に対する予断と偏見が存在したことが明らかとなった時点で、次の二点が共闘会議と農協の間で確認された。

最後に会場からの要望として、「関東大震災の話が本当かどうか、金子専務自身が調べて欲しい」「一九八二年の就業規則改正で規則が厳しくなったのはなぜか」「部落差別も視野に入れた研修を組んで欲しい」の三点が出された。

(1)今回の就職差別が明らかかな民族差別であったこと。そして今まで民族差別を続けてきたこと。

後半は前回宿題の③と④に関しての話し合いが行われ、農協側からは「月一回の研修」「地域の会合で話しをしていく」などの具体案が出されたが、あまりにも内容が乏しいので共闘会議からより具体的な提案——①本人・家族、在日七〇万、大師高校への謝罪、②大

師高校との求人関係の継続、③在日韓国・朝鮮人の積極採用、④社内研修の充実など——が口頭でなされた。農協側も概ね共闘会議の提案を了承する意向を表明し、細かな部分に関しては、今後事務折衝を何度か持つ中で詰めていく予定である。



「朝鮮人は焼肉を焼くし、ニンニクをたくさん使うから、隣に住んでいたら臭くて窓を開けることもできない。」

「私は今までに朝鮮人に二回だまされた。一度は家まで取られ、もう一つ

は今でも借金を肩代わりして返済している。朝鮮人が差別されるのは当たり前。」

今年二月二日、朝日新聞の夕刊に「『韓国人新婚』に入居差別」というタイトルで、入居差別

28%！ 新築、100%ダメ？

入居差別実態調査を報告！

250名で成功！！

実態調査結果とシンポジウムの紹介記事が出ました。先に紹介しているのは、その記事が出た直後に大阪民闘連事務所に一斉に入った抗議電話の一部です。予想をはるかに上回る「反応」に、正直言って驚きました。

衰さんと共に入居差別を考える会では、昨年末から今年にかけて、入居差別実態調査を行ってき

ましたが、入居差別裁判と行政交渉の本格化を前に、その調査結果を公表し、世論化を図ろうと、二月二十八日、衰さんと共に入居差別を考える会、大阪民闘連、「国際居住年」記念大阪連絡会議の三者の主催で、「在日韓国・朝鮮人への入居差別に反対するシンポジウムを開催しました。

実態調査報告あり、寸劇

あり、パネルディスカッションありで、内容あるまず、実態調査の報告がありました。「考える会」メンバーが新婚を装い、各地の不動産業者を回りました。最初は黙って通名で申し込んで、物件を紹介されてから在日韓国・朝鮮人であることを打ち明け、それでも入居できるかどうかを聞いて、その統計をまとめるという方法で調査を進めました。

実態調査してみると、大阪府下二四業者を回り入居差別をしないと答えた業者は一件もありませんでした。また、紹介物件総数八八件のうち、四〇件が差別物件であり、「二三件が「不明」「相談してみる」という物件でした。つまり、入居OKだったのは、二五件（二

八・四%)しかなかったことになりました。

「新築は一〇〇%ダメで、中古でも八〇%はダメ。」と、堂々と「新婚夫婦」に語る業者や、「韓国・朝鮮人やと最初に言われたらどこも紹介できない。」と語る業者が当り前のよう存在していました。

続いて、「考える会」から寸劇「開かない窓」を上演しました。

本名で部屋探しを始めた在日韓国・朝鮮人の婚約カップルが、全然部屋が見つからない。結婚が間近に迫ってくるなかで、背に腹は代えられず、とうとう二人は通名で部屋探しを始めますが、それでも住民票を要求され、入居を拒否されてばかりです。結局、紹介されるのは条件の悪いところば

かりで、次第に「あきらめるしかないのか」という思いを抱かされていくというストーリーです。

全員で練習したのが直前のリハーサル一回だけというふつつけ本番に近い状況でしたが、みんなが実態調査の体験をもとに自分たちの思いを込めて作ったセリフだったせいか、予想以上のできば

えで、出演者一同は自画自賛でした。入居裁判原告の裴建一さんも、家主の役で出演しました。続くシンポジウムでは裴建一さんから裁判に至る経過と現在の思いが語られ、弁護士丹羽雅雄氏、「国際居住年」記念大阪連絡会議の三輪嘉男代表、大阪民関連の徐正禹事務局長からそれぞれの立場で意見が述べられました。そのなかでは、

入居OK、

2・28
シンポジウム

入居差別が根拠ないものであること(例えば、戦前の調査では、日本人のほうが家賃の滞納率が高かった)や、日本の法体系に差別を規制し切れない弱さがあり、人種差別撤廃条約の早期批准、国内法の整備などが求められていること、さらには、現行法のもとでの無責任な行政指導の犯罪性などが指摘されました。最後に、今後の取り組み



「考える会」の劇も当日の250名の参加者に好評だった。

みとして①署名活動、②議会活動、③行政交渉、④市民啓発活動などが行動提起なされました。反省点としては、各地域からの参加者が少なかったこと、今後の運動方針について具体化が遅れていること、また、集会そのものが整理され過ぎ、反論の余地なく、生活レベルでの掘下げがやりきれなかったことなどがあると思います。

今後、全国的な展開と各地域での掘下げを図りながら、具体的な取り組みを進めていきたいと思っています。「運動がないとこの裁判には勝てない」という弁護士さんの言葉を肝に命じてたいと思います。

次回第七回公判は五月二五日前一〇時、大阪地裁八〇六号法廷です。

現在、トッカビ子ども会の指導員は全て八尾市の臨時職員で、うち二名は、雇用期間一年未満のアルバイト職です。今、八尾市は、この二名を解雇しようとしています。このままではトッカビ子ども会の活動をこれまで通り続けることはがきなくなってしまう。



集会場の空気は張りつめていた。

トッカビ子ども会指導員の身分保障を求める「二・一決起集会」二〇〇名が集う

その為、トッカビ保護者会が中心となり、安中同胞親睦会、八尾市教職員組合、部落解放同盟安中支部と共に、トッカビ

子ども会の保障を求め、署名や情報宣伝活動に取り組んできました。三月一日の地域内集会には、トッカビ子ども会の子どもたち、オモニ、青年、学校の先生も含め約二〇〇人が集い、闘いへの意志を確認しました。風邪をおしての子どもの参加や、様々な発言「八尾市は、在日韓国・朝鮮人のことに取り組む姿勢など全くない。だからこそ私たちが訴えていかなければならない」「トッカビは八尾市の財産」「八尾市内の民族教育の推進はトッカビを抜いてありえない」は、闘いへの全て

の人たちへの気持ちを一つにし、八尾市との交渉への決意を固めるものでした。

トッカビを、在日韓国・朝鮮人を見棄てた「国際化」は許さない

現在、八尾市教育委員会は「在日外国人教育基本指針」の文案を作成しています。この策定議論には、在日韓国・朝鮮人の要求が明らかにされています。にもかかわらず、一六年の活動実践をもつトッカビ子ども会をつぶそうとしているのです。

市自らの教育指針策定の動きとはなほだしく矛盾したものです。さらには、八尾市は、府内の衛星都市として初の「国政交流センター」設立を五月に予定しています。まさに在日韓国・朝鮮人を見棄てた政策をはっきりと八尾市は打ち出していると言えます。

トッカビ子ども会は、在日韓国・朝鮮人と日本人が共生する社会をめざしてきました。八尾市の真の国際化にむけて、トッカビ子ども会の保障を求めてがんばります。

トッカビ指導員を解雇するな！

八尾市に抗議する3・1集会公伝

トッカビ指導員 源伊佐さん 朴聖子さん

△市交渉の収斂過程▽

八八年七月、神奈川民闘連から川崎市に市職員採用の国籍条項撤廃を軸とする就労・進路に関する一八項目の要望書が提出されました。その後、昨年の十二月二十七日まで、八回に渡る大衆交渉が持たれてきました。川崎市は、プロジェクトチームを作って対応していくことを約束し、施策検討課題二五項目の提示を行いました。が、九〇年二月、一方的にプロジェクトチームの解散を宣言し、窓口を変更しました(第八回交渉)。事実上の交渉打ち切りです。神奈川民闘連は新交渉団に不信を表明しました。

昨年十二月二十七日第八回の「公務員の国籍条項、撤廃」の川崎市交渉から既に3ヶ月過ぎようとしています。この対市交渉に参加して頂いた皆様に経過の報告を怠り大変申し訳なく思います。

この間、私ども神奈川民闘連「国籍条項対策部事務局」と川崎市勤労市民室との間で二月一日に事務折衝が持たれました。席上、今後川崎市は、大衆交渉に応ずる気持ちのよいことを表明。理由として第八回交渉で神奈川民闘連が川崎市の交渉団に対して不信表明した事あげています。自分たちの交渉団解散宣言という不誠実極まりない対応

川崎市は交渉打ち切りを撤回せよ！

川崎市交渉の状況報告

神奈川民闘連 △平吉 昌士

を棚上げにした発言を繰り返すばかりでした。

神奈川民闘連から、お互いの第八回交渉のまとめに大きな食い違いがあることを指摘し、今後もあくまで大衆交渉を前提に話し合うべきことを伝え、次回事務折衝で回答するよう求め、二月一日の折衝を終えました。

二月十九日、再度事務折衝を持ちました。前記の態度については、交渉のまとめに関わらず一貫して変える意思がないと言っています。また、川崎市における一般行政職の国籍条項についても、「撤廃する意思がない」と

決まった」とうそぶくばかりで誠実さのかけらも感じられません。

ただ、来年度の外国人市民に対する行政の取り組みとして川崎市外国人市民施策の内容を協議する「外国人市民施策研究委員会(仮)」の講師謝礼、前記研究委員会の報告書の印刷費、在日外国人(在日韓国・朝鮮人)問題を扱った啓発パンフの印刷費という三点について来年度予算の中に入っているのは、若干の前進かもしれない。

その時には、上記三の実施のためにも在日韓国・朝鮮人問題専門担当

窓口が必要であることを川崎市も認めていたが、その後の窓口設置に関する神奈川民闘連との話し合いの中で、現窓口の勤労市民室は終始無責任な対応をしています。三月六日の事務折衝でも窓口の実現が危ぶまれるような状況で、二年近く交渉がこれほど軽く扱われている現実に対し大きな怒りを感じます。

一日も早い公務員一般行政職の国籍条項の撤廃を求めて皆の力を結集したいと思います。各地の取り組みに期待します。

第二回コブクソン文化祭

東京考える会 泉 博子

去る二月一七日（日）、コブクソン子ども会の文化祭が荒川区のホールで約一八〇名の参加を得て開催された。従来は内部だけで行なっていた発表会を地域の人々に見てもらおうとの試みである。

開会とともに、コブクソンの子どもたち全員がステージに上がる。約五〇名の鮮やかなチマチョゴリ・バジチョゴリに場内は盛り上がる。民謡の合唱からプログラムは始まった。ハンゲルの勉強、「フンブとノルブ」のベーパーサート、子どもたちのチャンゲ、踊り……四年以上も毎週習ってき

た、子どもたちの「扇の舞」は見ごたえあるものであった。親たちも合唱とチャンゲで出演、指導者のサムルノリで会場はわき、全員で合唱して約二時間を終えたのであった。

ある小学校の教員は、「教室で見るのとは違った晴れやかな表情に、はっとさせられました。」との感想を残している。日本人の子どもたち、親たちも見に来てくれ、地道に活動してきた子どもたちにも指導員にも良い励みとなった。

二月には、荒川区主催の行事にコブクソン子ども会の舞踊が出演を依頼



され、地域でも子ども会の存在が市民権を得つつある。活動の充実のため、区の助成を得ることが急務となった今、こういった実績をテコに、行政交渉を進めていきたい。

四国からの報告

善通寺 佐野 通夫

第四一号で報告したアルトマン・ハリーさんは、一月一日帰国しましたが、法務省は再び三〇日間の在留資格しか出しませんでした。一月二四日に六〇日間の在留延長を申請したアルトマンさんに

間、在留延長許可を通知してくると共に、三〇日間の在留期限切れが冬休みの一二月三一日となることから在留延長の証印受領の際に次の在留延長を申請するように指導し、二月二八日に三〇日間の延長を通知してきました。

一方、アルトマンさんは、日本での就労の見通しが立たないため、三月一日から一年間韓国にある勤務校の姉妹校で客員教授として勤務することになりました。アルトマンさんの韓国勤務が決まり、一月一日からの在留期限の切れる一月末前に再び一時出国して帰国したアルトマンさんに対しては、即座に九〇日間の在留を認めるというまことに恣意的な嫌がらせに過ぎない在留管理を行っています。

一〇月二三日、二四日にわたって開かれた第六回在日大韓基督教新居浜協会・日本キリスト教団四国教区合同シンポジウム(アルトマンさんも出席、状況報告)は、参加者一同の名で「アルトマン教授の在日宣教師活動

地 名 と 報

の継続を求める要望書」を外務省、法務省に送りました。

裁判は一月二日と一月二五日に開かれ、国側

から今までの指紋裁判において全て反論されてきたような指紋必要論が出されました。

尼崎からの報告

兵庫民闘連 金浩二

今尼崎、西宮においてハングルを学習することを基軸に若者の交流が持たれています。

職業、国籍を問わず、様々なメンバーにより、学習のみならず、文化交流も行おうというのがそ

の主旨ですが、特に尼崎では、社会に巣立ち、各人の生活の中で感じたものを共有、主張する場が欲しい、そのような思いの中から生まれました。

兵庫では教諭諸氏による教育現場においての精

力的な取り組みが続けられています。今、教育現場を巣立った青年、そして壮年の交流の場作りが望まれているのではないのでしょうか。

過去、尼崎ではなかった、次代を担う主流たちによるこのような取り組みが一つの足掛りになればと思います。今年、兵庫において第一六回の全国交流集会が行われます。実行委員会結成に向けて準備会が持たれています。単に集会を行うだけではなく、これを機会に交流の場を発展させていきたいと思っています。集会作りを通じて、今年を出会いの年としていきましょう。



呉市基本方針プロジェクト

ト会議が発足（呉市・横間洋海さん）

本誌第四〇号でも経過を少し報告しましたが、呉市における在日朝鮮人教育基本方針策定の動きが、ようやく具体化してきました。

私たちは、一九八七年二月の「呉市中央図書館民族差別落書き事件」以来一貫して、①基本方針の策定問題も含め、行政として教育課題を明らかにすること、②呉市民に対する啓発資料の作成と

啓発計画の具体化、③民

族学校に対する助成、などを中心に、呉市教委との話し合いをすすめてきました。そうした中で、呉市教委が、八月八日、基本方針策定のためのプロジェクト会議の設置を提案し、中身などについても一定の整理がなされ、合意が成立しました。

会議は、九月一四日の第一回以来、ほぼ毎月一回のペースで開催され、

基本的には、呉市教委から出される素案を双方六名ずつのメンバー全員でたたき、その上で修正したり、筆を加えるという作業が繰り返されています。

しかしながら、第一回プロジェクトで出された「前文」案はあまりにもおそまつなものであり、以来三回の書き替えがな

されていますが、現時点でも、「なぜ呉市に基本

方針が必要なのか」が全く整理されないままの素案しか提示されています。

今私たちは、六月に県基本方針が出された現状をふまえ、呉市については策定を急がず、中身のある基本方針にすることを最確認し、体制の立て直しを図っているところです。

昨年、民族学校へ通う

っていない行政を深く追

児童生徒たちへの差別事件が続発したとき、広島市教委へ民族教育の欠落を追求する抗議が様々なところから行われた。そして、一月一九日、広同教、高同教、朝鮮学園、全朝

求し、国籍条項の撤廃、在日の問題を扱う窓口の設置、生活実態の調査などを強く要求した。しかし、行政によくありがちな姿勢、責任性の不在、独自の見解を持たない、



文剛君の自死を超えて

すすむ西宮の取組み

兵庫考える会 小西 和治

文剛君の自死をうんだ西宮甲山高校の正門前に「〇〇朝鮮人死ね!」とペンキで書かれた落書きが発見されて二年。の校長研修、新採用教員研修、小学四年生向けの副読本「世界の人びと」のふれあい」に在日韓国人の朝鮮人の項を入れる、

広島からの報告

広島民開連 李起雨

教・広島、民開連・広島ら合同での交渉を行った。市教委の対応は今ひとつで、民族差別の認識が少なく、具体的な取り組みが見えてこないものであった。しかし、私たちは、この市教委の尻をひっぱ

切実なこととして受け止めてもいない様子がうかがえる。ましてや、親方「日の丸」がちらつく「国際平和都市」をめざしているのだから、壁は厚い。

二月四日「考えてみんさい法的地位」という入管法、外登法、九一問題に関する集会を開いた。八〇名の会場に一〇〇名の人が集まり、強い関心を寄せた。しかし、これらの問題は、まだまだ多くの人々が見逃し、難しく分かりにくいところがあるので、更に学習会などを続けて行い、大きなうねりへと持っていきたい。

また、在日韓国・朝鮮人の市民としての権利や人権保障を求めて、広島市行政との交渉を一月一〇日、三〇日と行った。二回の話し合いの中で、今まで何ら取り組みを行



自死を超えて、取り組みが進められている。その中心は、保護者の会(オモニ・アボジの会)、差別落書きを考える会、西宮在日韓国・朝鮮人教育を考える会など。

対市教委交渉では、①「入学願書」を「就学申請書」へ改訂(八九年二月)②「教育推進の方向」に在日外国人に関わる教育の重要性の明記(八九年四月)③就学案内の發送(八九年九月)④指導要録、卒業証書等の本名・西暦記載用紙の作成(八九年十二月)⑤人名仮名表記字典の全校園配布と、全校園長に対する本名尊重の説明会実施(九〇年二月)、等の成果を引き出した。来年度

等の計画も確認済み。

西宮市教職員組合や市民連合との共闘も進んだ。オモニ達、宗秋月さん、朴君愛さん、内山一雄さん等を講師にした数回の学習会の実施。リーフレット「

「ア・ンニョンハセヨ」の市内全児童生徒への配布と指導。運動方針化と推進グループの組織化。等々が八九年度の主な活動内容。

対甲山高校、対県教委交渉も進展しているが、詳細は、九〇年夏完成予定のパンフレット「兵庫の在日朝鮮人の生徒にかかわる教育と運動Ⅲ——特集・文剛君の自死……」に掲載予定。乞御購入。

第二次大戦末に作られた旧日本陸軍の軍需地下工場が、高槻市成合の山麓に現存しています。九年前から「高槻むくげの会」と「戦争の記録を残す高槻市民の会（代表宇津木秀甫氏）」によってトンネル群の調査、保存活動が行われてきました。しかし、ここ四、五年、トンネル群の崩落が激しくなり、昨年より「早急に保存運動を進めてもらう」という声が高まってきました。

このトンネル群は「タチソ（高槻地下倉庫の略称）」と呼ばれ、本土決戦に備えた軍需施設で、戦闘機の製造工場、軍需器材倉庫の目的で作られました。トンネル工事は、二五〇〇人の朝鮮

人が募集あるいは「強制連行」により動員され、昼夜兼行の重労働を強いられたのです。高槻での地域活動の拠点、成合北の町は市内でも韓国・朝

「タチソ」秘密地下トンネル群の保存を！

(高槻市・吉崎篤志さん)

鮮人が最も多く住む地域（三〇数世帯、百数十人）ですが、このような歴史を持っています。

「タチソ」は、民族抑
圧の事実を示す侵略戦争
の具体的な傷跡であると
共に、現在の民族差別の
問題を考える上にも重要
なものなのです。

現在、一高機・タチソ
戦跡の保存運動をすすめ
る会（仮称）」の結成に
向けて、宇津木秀甫さん
を発起人として、呼びか
けにの募集や、新たに確
認されたトンネル群の調
査活動を行っています。

「民闘連の進めている「
補償・人権法」の制定と
も連動しながら、在日韓
国・朝鮮人と日本人との
共生にむけた高槻の地域
運動として取り組んでい
きたいと考えています。

1990年(平成2年) 2月25日 (日曜日) [社二会] 14版 (26)

旧陸軍の秘密地下倉庫

ツメ跡保存に買い取り運動

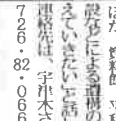
高槻の市民
グループ

旧陸軍の秘密地下施設を調査する「戦争の記録を残す高槻市民の会」メンバーら＝同市成合地区で24日



大阪府高槻市に於ける第二次世界大戦後、戦跡調査を記した市民大戦「戦争の記憶を残す高槻市史の会」代表・宇井木秀雄氏と、百四十人（は）二十四日、同市北郊の成合地区山中にある旧陸軍の秘密地下施設「高槻地下保存所」（略称「タチソ」）の保存を目指して「高槻「タチソ」戦跡の保存運動をすすめる会」（仮称）を近く結成することを決めた。「すすめる会」は市民から募れ、地権者からの地下トンネル式の同施設の買い取りを進めたいとしている。

この施設は一九四四年秋、旧陸軍が本土決戦に備え、戦利品の機体、エンジンなどの製造や、重武器の保管を目的に、全国の上川に約百力所造った秘密施設の一つ。約三十五丁人の朝鮮半強制労働に雇い出されたたけ、地元在住の朝鮮人二世でつくる「高槻町道精の会」が九年前の調査で遺構を確認した。こ



し、倉庫用の保存所二丁、倉庫用の保存所一丁（長さ約二十約七十）、さらに用塗布のトンネル六本（長さは未確定）。宇井木さんは「トネル群には、別荘を侵略、砲台工など開削の痕跡があり、このような不戦争の遺産を風化させてはいけない。土地の買収のためほか、資料館、平和公園の整備などに活用する計画の存在もある」と話している。

連絡先は、宇井木さん（０７６・８２・０６６８）。

ほか、資料館、平和公園の建設などによる遺構の保存を求めていると話している。

黒根氏は、宇津木さん方（0726・82・0668）。

民闘連の本「補償・人権法」三〇〇〇部完売!

一〇〇〇部増刷分たたいま発売中...

「九一年問題」を理解する

のための必読書、「在日韓国・

朝鮮人の補償・人権法」(民

闘連編・新幹社発行)は、昨

年の十一月に初版三〇〇〇部

を売出し、各地の仲間の皆さ

んの絶大なる協力のもと、す

でに完売しました。

盧泰愚大統領の訪日の日程

も具体化し日韓の話し合いは

いよいよ大詰めを迎えていま

す。「ともに生きる」社会を

築くために具体的な方向性を

「九一年問題」ソウルシンポ報告集

「在日同胞の現状と将来」残部あります

昨年三月、ソウルで(勲重

山育英会附設・亜細亜政策研

究院(関寛植院長)主催で開

催されたシンポジウムの報告

書。民闘連からも李仁夏代表

をはじめ数名が参加し、在日

打ち出した「補償・人権法」を、是非ご購入下さい。

△お問い合わせ▽

神奈川民闘連 ☎〇四四一

二八八―五九七

大阪民闘連 ☎〇六一

九七二―一六〇八

冊数によっては、割引し

ます。一冊一二〇〇円が一

一〇〇円になります。

の現状を訴えた。

△お問い合わせ▽

大阪民闘連まで 一冊六〇

〇円で販売。

行事のご案内

四／三在日韓国・朝鮮人の人権保障を考

える市民集会

日時 一九九〇年四月三日(火)午後六

時

場所 川崎市労連会館五階ホール

講演 外国人市民に対する行政のありか

た 岩淵英之氏 △川崎地方

自治研究センター理事長▽

主催

神奈川民闘連

後援 川崎市職員労働組合

大阪民闘連第四回総会

日時 一九九〇年四月二二日(日)午後

一時

場所 大阪府同和地区総合福祉センター

第一〇五回民闘連全国代表者会議

日時 一九九〇年三月三十一日(土)午後

六時～四月一日(日)午後三時

場所 神戸学学生青年センター

* 三日は全朝教の皆さんと交流をい

ます。

< 2月以降のおもな動き >

- | | |
|---|---|
| <p>2/3~4 全国民闘連代表者会議
（川崎）</p> <p>4 「考えてみんさい法的地位」
集会（広島）</p> <p>16 神戸市国籍裁判違憲訴訟第
21回公判（神戸地裁）</p> <p>16 90年協議会第1回連続学
習会開催</p> <p>16 相模原市交渉（神奈川民闘
連）</p> <p>18 民闘連全国交流集会実行委
員会第1回準備会（兵庫）</p> <p>20 川崎信用農協差別事件第3
回事実確認会（共闘会議）</p> <p>20 在日韓国・朝鮮人の在留権
の確立を求める共同声明・
署名運動第2次法務省交渉</p> <p>21 外登法拒否90共同行動発
足集会（名古屋）</p> <p>21 民族教育促進協議会府教委
交渉（大阪）</p> <p>21 在日韓国・朝鮮人問題学習
センター冬期講演会（大阪）</p> <p>22 韓国で91年要求支援本国
200万人署名運動始まる</p> | <p>24 タチソ「第3群」初測量
（戦争の記録を残す高槻市
民の会）</p> <p>26 三重県木本事件追悼集会
（追悼碑を建立する会）</p> <p>27 「91年」韓日アジア局長
会議（ソウル）</p> <p>28 「在日韓国・朝鮮人への入
居差別に反対するシンポジ
ウム」,（大阪）</p> |
|---|---|
-
- | | |
|---|--|
| <p>3/ 1 「トッカビ子ども会指導員
の身分保障を求める3・1
決起集会」（八尾）</p> <p>2 「やるで90年！今度こそ
実現！外登法抜本改正大阪
決起集会」（大阪外登法問
題交流会）</p> <p>2 今こそ朝鮮植民地支配反省
の国会決議を！3・2集会</p> <p>3 張征峰氏、外登法切り替え
拒否（大阪市生野区）</p> <p>3~4 福岡で「3・1文化祭」</p> <p>4~5 大阪民闘連若手活動家養成
合宿（神戸）</p> <p>6 「外登証世界の旅」ソウル
からスタート（金成日氏ら）</p> | |
|---|--|

全国民闘連ニュース購読者募集

「全国民闘連ニュース」は第42号から月刊となりました。これを継続、発展させるためには、熱意もさることながら、財政問題も重要な要素としてあります。多くの方々の御協力を得て、初めて成り立つものと言えるでしょう。是非とも御購読よろしくお願いいたします。

<購読料> 年間3000円

*送金方法 郵便振込 「大阪9-76163」

「民族差別と闘う連絡協議会」

<お問い合わせ>

大阪民闘連 ☎06-972-1608

神奈川民闘連 ☎044-288-2997

なお、別途、大阪民闘連、神奈川民闘連は、運動維持のため会員制度を設けています。各会員には、全国民闘連ニュース（購読料不要）の他に、それぞれの地域の取り組みのご案内をお送りいたします。是非、地域運動を支えるために御入会ください。詳しくは、上記<お問い合わせ>先まで。